

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	消防局予防部規制課（06－4393－6242）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	定期保安検査
概 要	液体の危険物の最大数量10,000kl以上の特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所（下記備考欄参照）は、政令で定める時期ごとに、当該屋外タンクに係るタンク底部の板厚及び溶接部並びに移送取扱所に係る構造及び設備に関する事項について、技術上の基準に従って維持されているかどうかについて、市長が行う検査を受ける必要があります。
根拠法令等 及び条項	・消防法第14条の3第1項 ・危険物の規制に関する政令第8条の4第1項、第2項及び第3項 ・危険物の規制に関する規則第62条の3第1項
審査基準	・「危険物の規制に関する政令及び消防法施行令の一部を改正する政令等の施行について（第2 保安に関する検査に関する事項）」（昭和52年3月30日消防令第56号消防庁次長通知） ・「屋外タンク貯蔵所の地震対策について」（昭和54年12月25日消防令第169号消防庁危険物規制課長通知） ・「屋外タンク貯蔵所におけるコーティング上からのタンク底部の板厚の測定について」（昭和63年5月27日消防令第72号消防庁危険物規制課長通知） ・「危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令等の施行について」（平成6年9月1日消防令第73号消防庁危険物規制課長通知） ・「特定屋外貯蔵タンク内部の腐食を防止するためのコーティングに関する指針について」（平成6年9月1日消防令第74号消防庁危険物規制課長通知） ・「危険物規制事務に関する執務資料（屋外タンク貯蔵所及び一般取扱所関係）の送付について（保安検査の底部板厚検査方法等に関する回答）」（平成11年6月15日消防令第58号消防庁危険物規制課長通知） ・「特定屋外貯蔵タンクの内部点検等の検査方法に関する運用について」（平成12年8月24日消防令第93号消防庁危険物課長通知） ・「連続板厚測定方法による特定屋外貯蔵タンク底部の板厚測定に関する運用について」（平成15年3月28日消防令第27号消防庁危険物課長通知） ・審査基準は、大阪市ホームページにそれぞれ掲載しています。 http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/page/0000307817.html
標準処理期間	30日
経由日数	2日
提出先	貯蔵又は取扱いを行う場所を管轄する消防署（危険物担当）
提出時期	特定屋外タンク貯蔵所は原則8年前後1年の間（保安のための措置を講じている新法タンクもしくは第一段階基準タンクは、底部の板厚の測定結果により8年から15年の間で市町村長等が定めた期間）移送取扱所は原則として1年前後1月の間
提出方法	所有者、管理者又は占有者は、屋外タンクにあつては屋外タンク貯蔵所保安検査申請書（危険物の規制に関する規則 別記様式第27）移送取扱所にあつては移送取扱所保安検査申請書（危険物の規制に関する規則 別記様式第28）による申請書を大阪市長（貯蔵又は取扱いを行う場所を管轄する消防署危険物担当）あて提出してください。
手数料	・申請の種類（施設区分・最大数量等）によって異なります。 ・詳細は、大阪市消防手数料条例をご覧ください。http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html
相談窓口	貯蔵又は取扱いを行う場所を管轄する消防署（危険物担当）
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/
備 考	移送取扱所 ・配管延長15kmを超えるもの ・配管に係る最大常用圧力0.95メガパスカル以上、かつ、配管延長7km以上15km以下のもの